

資源保護のために アユの稚魚は 捕らないで

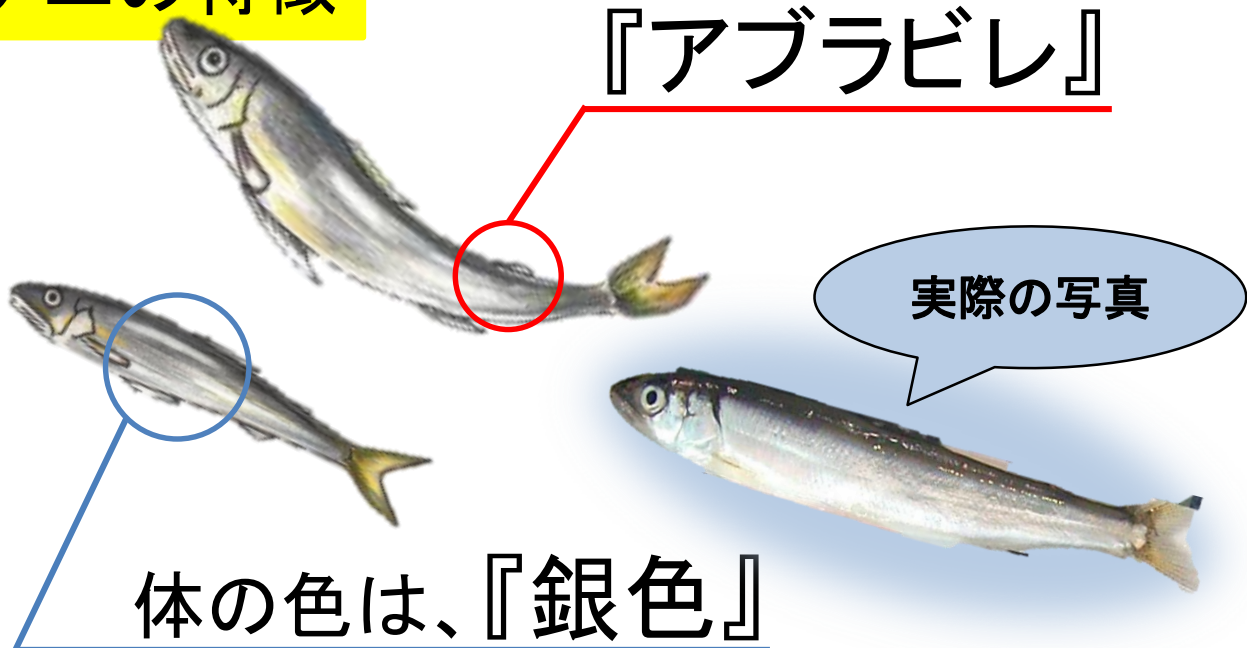
川に遡上するアユを保護するために
1月1日～4月30日はアユの採捕を禁止

しています（京都府漁業調整規則第37条）

違反すると、「**6月以下の懲役もしくは10万円以下の罰金**」
が科されることがあります。

釣れてしまったら、すぐリリースしてください。

稚アユの特徴



問合せ：京都府水産事務所(0772-22-4438)